

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	16	担当課	消防防災安全課
高圧ガス保安法	22-1	許認可等の内容	輸入の検査		
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (輸入検査) 第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。					
[参考条文1] 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第47条(輸入高圧ガスに係る技術上の基準)					
[参考条文2] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第46条(輸入高圧ガスに係る技術上の基準)					
[参考条文3] 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第32条(輸入高圧ガスに係る技術上の基準)					
[参考条文4] 製造施設の位置、製造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号) 第12条の16第1号(輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準) 高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について(平成12年12月22日付平成12・09・20立局第3号) 指定完成検査機関の指定要領					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定